



保医発1130第1号
平成23年11月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D001中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

- (5) 尿中総ヨウ素
尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(4) (略)</p> <p> <u>(5) 尿中総ヨウ素</u> <u>尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。</u></p> <p> <u>(6)～(7)</u> (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(4) (略)</p> <p> <u>(5)～(6)</u> (略)</p>